

屋部川水系河川整備計画

平成15年3月

沖 縄 県

目 次

第1章 河川整備の現状と課題

第1節 流域及び河川の概要

屋部川は、沖縄県名護市の中北部に位置し、その源を名護岳(標高345m)に発して名護市街地の北西域を流下した後、河口部で支川の西屋部川と合流して名護湾に注ぐ、流路延長6.1km、流域面積20.6km²の二級河川である。また、支川の西屋部川は、名護市の嘉津宇岳(標高452m)を源とする流路延長6.3km、流域面積8.5km²の二級河川である。

当該流域は、亜熱帯海洋性気候に属し、降雨は梅雨期、台風期に集中しており、流域の年平均降水量は約1,960mm、平均気温は約21.5℃である。

屋部川及び西屋部川流域は、小中学校等の教育施設、病院及び福祉施設、各種行政施設など多くの都市施設があり、沖縄本島北部地域の主要な都市基盤が集積する地域である。地域の基幹産業としては、近年、建設業やサービス業が増加する一方で、従来の鉱業・製造業及びパイナップル、果樹、サトウキビ栽培を中心とした農業が展開している。

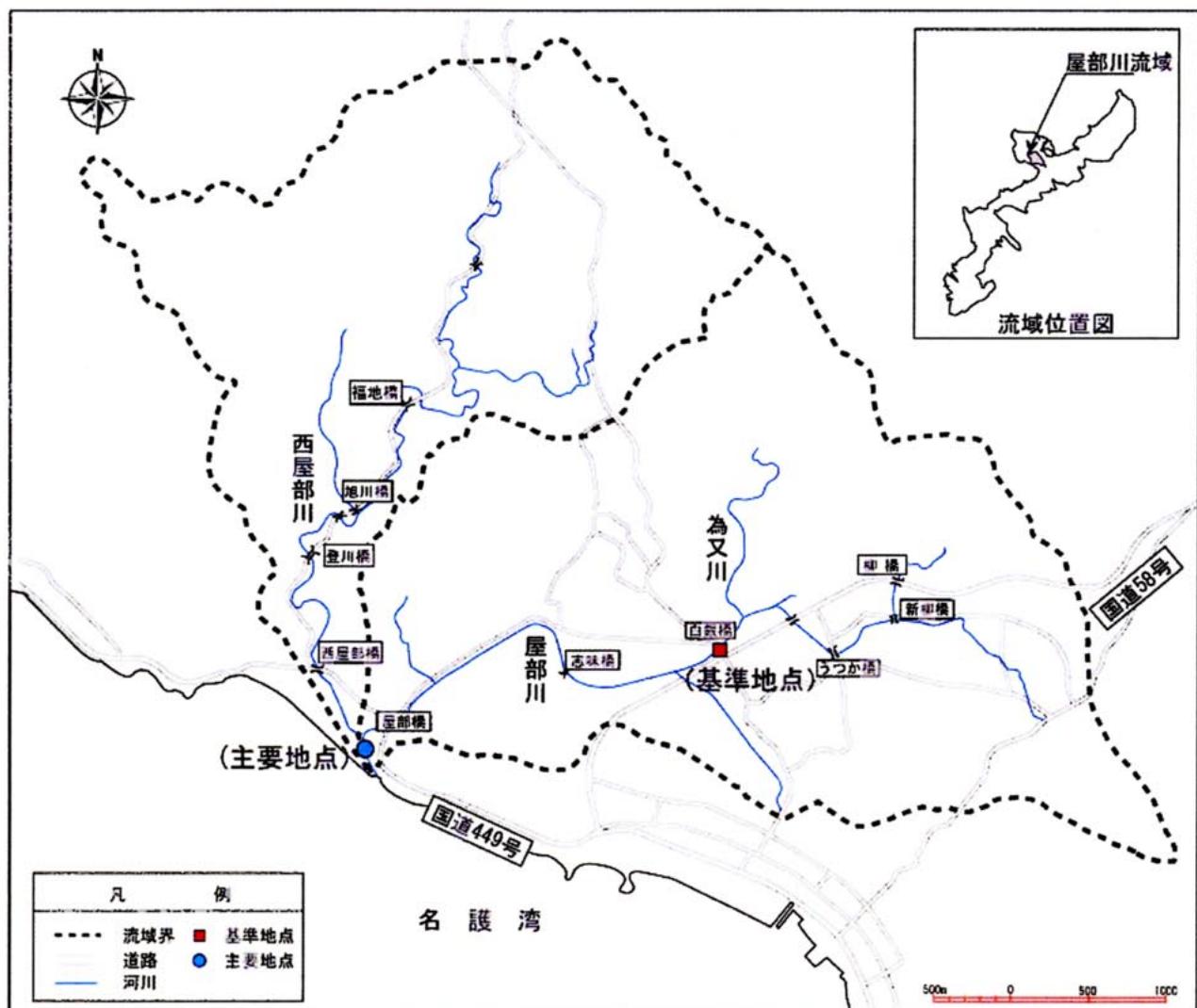


図1-1 流域概要図

第2節 治水の現状と課題

屋部川は、昭和44年10月の台風による大雨で河川が氾濫し、下流域の屋部集落等では床上・床下浸水などの洪水被害に見舞われた。このような洪水被害を受けて昭和49年度から本格的な治水事業に着手し、河口から白銀橋までの約3.6km区間の拡幅等を行い、現在に至っている。

西屋部川は、これまで治水事業が行われておらず、山間部から扇状地に広がる耕作地や住宅地の中を流下する地形的な特徴から、度々洪水被害が発生している。近年では平成10年10月の集中豪雨、平成11年4月の集中豪雨、平成11年9月の台風によって、下流域の屋部集落が床上・床下浸水などの洪水被害に見舞われているため、抜本的な治水対策が求められている。

第3節 河川の利用および河川環境の現状と課題

河川水の利用に関しては、屋部川及び西屋部川流域は古くは沖縄県内でも有数の水田地帯で、そのかんがい用水や生活用水に利用されていたが、急激な宅地化やサトウキビ畑への転換、上水道の普及により、河川からの取水量は減少している。現在では、沿川のかんがい用水や沖縄本島の貴重な水源として水道用水の取水が行われている。

屋部川の上・中流域は、河川沿いに住宅地が近接し、河川の両岸は大部分の区間が石積み護岸やコンクリート護岸で整備されている。河岸にはススキやギンネムが生育し、河川の水際にはパラグラスやハイキビなどの湿性植物が生育している。自然河岸が残っている場所では、ヤブニッケイやソウシジュなどの河畔林が生育している。また、淵などの流れの緩やかなところでは魚類のアヤヨシノボリが生息し、転石の下や淀みの部分にはミナミテナガエビが確認されている。

為又川合流点から河口までの下流域は、感潮域となっており、沿川にサトウキビ畑や住宅地が広がっている。河川の両岸はコンクリート護岸や石積み護岸で整備されており、河岸にはススキが生育している。河口付近の干潟には、メヒルギを主体とするマングローブ林が生育し、砂中には甲殻類のミナミアシハラガニ等が生息しており、そこは鳥類のイソシギ、コサギなどの餌場や休息地となっている。

このように屋部川の河口域では、良好な河川環境が形成されており、動植物の多様な生息・生育環境が保たれていることから、その保全に努める必要がある。

西屋部川の上流域は、イタジイ林を主体とする森林地帯となっており、河川の両岸は自然河岸で河床には大小様々な転石が見られ、渓流的様相を呈している。河岸には、ツルソバ、クワイズモなどの草本やイヌビワ、オキナワウラジロガシなどの河畔林が生育している。淵などの流れの緩やかなところでは魚類のクロヨシノボリが生息し、転石の下にはサカモトサワガニやコウジンテナガエビなどが確認されている。

旭川道越川合流地点から勝見橋付近までの中流域では、河川沿いにサトウキビ畑が広がっている。河川の両岸はコンクリート護岸、石積み護岸、自然河岸が入り組んでおり、水際に

はススキやハイキビなどが生育している。淵などの流れの緩やかなところではアヤヨシノボリが、平瀬にはシマヨシノボリが生息しており、転石の下にはサカモトサワガニやヒラテテナガエビなどが確認されている。また、これらの生物を捕食する鳥類のコサギやカワセミなども確認されている。

勝見橋付近から河口までの下流域は感潮域となっており、沿川に住宅地が近接している。河川の両岸は石積み護岸やコンクリート護岸となっており、モクマオウやソウシジュなどの河畔林が生育している。川では汽水域に生息する魚類のボラやハゼなどが確認されている。

このように西屋部川の上・中流域では、良好な河川環境が残っていることから、その保全に努める必要がある。また、下流域は、魚類の遡上・回遊を阻害する落差工が設置されていることから、これらの改善が必要となっている。

河川の水質は類型指定されてなく、屋部川では沿川に住宅地を抱えていることから、BOD値で約4.0～5.0mg/㍑程度となっているため、今後とも水質の向上に努める必要がある。

また、西屋部川では上流域に良好な自然環境が残る山林を抱えているため、BOD値で約1.8～2.0mg/㍑程度を示し、概ね良好な水質を保持している。

第2章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 河川整備計画の対象区間

本計画の対象とする区間は、下記の表2-1に示す区間とする。

表2-1 整備計画対象区間

河川名	対象区間		対象区間
	自	至	
西屋部川	右岸:名護市屋部 名登川1260番地-10地先 左岸:名護市屋部 名登川1262番地の地先	右岸:屋部川合流点に至る 左岸:屋部川合流点に至る	約1.5km

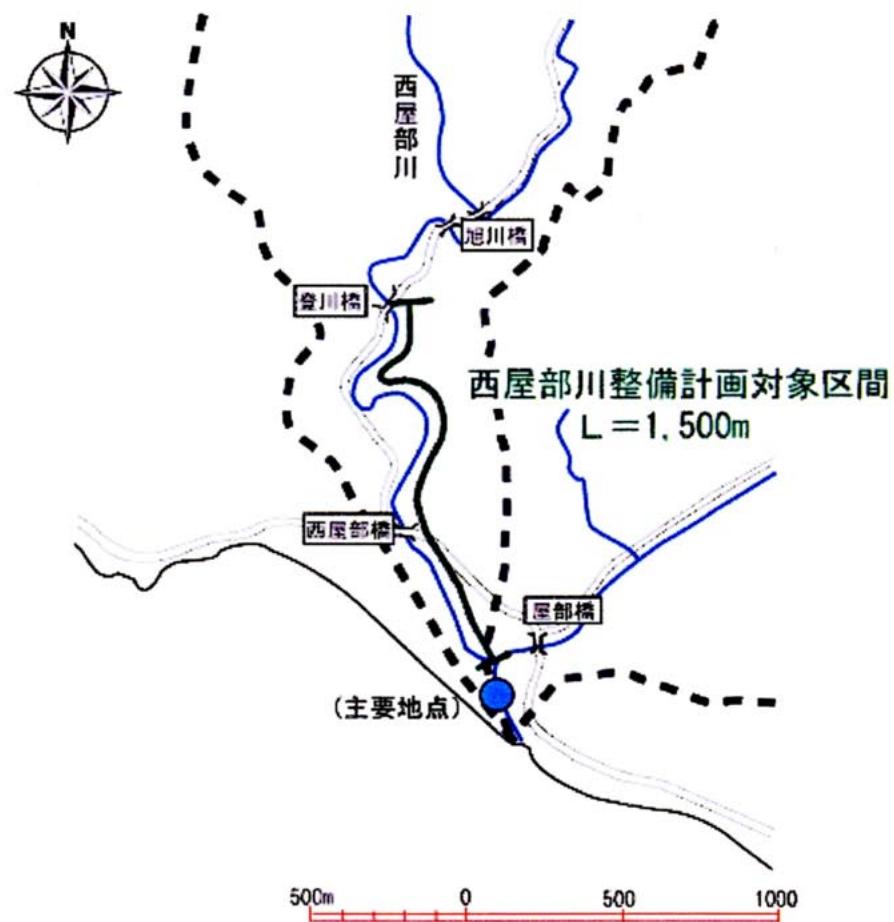


図2-1 河川整備対象区間概要図

第2節 河川整備計画の対象期間

河川整備計画の対象期間は、計画策定から概ね15年とする。

本計画は、現時点の西屋部川流域の社会状況・自然状況・河道状況に基づき策定されたものであり、今後の流域状況の変化や新たな知見・技術の進歩等により、適宜見直しを行うものとする。

第3節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

屋部川水系においては、想定氾濫区域内の資産規模や過去の災害実績等を考慮し、30年に1回程度の降雨で発生する洪水から屋部地区の住宅や畠等を防御することを目標とする。

また、計画規模を上回る洪水の発生に対しても、できるだけ被害を軽減するため、情報伝達体制及び警戒避難体制の整備を図る。

第4節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全に関する目標

河川水の利用に関しては、流水の正常な機能を維持するため、流域住民及び関係機関等との協力のもと適正かつ効率的な水利用が図られるように努める。

河川の適正な利用に関しては、住宅地における貴重な憩いの場となるような水辺空間の整備と保全に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、洪水時の被災状況ならびに河川利用の実態把握に努め、治水・環境面との調和を図りながら、動植物の生息・生育環境の保全に努める。

河川整備にあたっては、魚類等の移動に配慮した河道整備を行うとともに、瀬・淵の保全に努める。

河川の水質については、現在、概ね良好な状態を保っていることから、関係機関と連携しながら、その保持に努める。

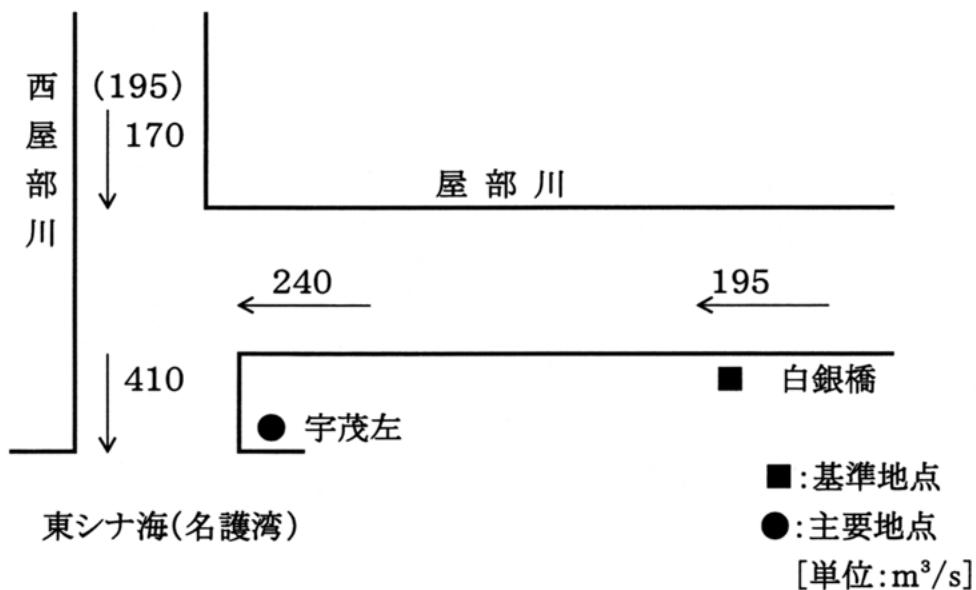
第3章 河川の整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

1. 河川工事の目的、種類および施行の場所

屋部川水系については、30年に1回程度の降雨で発生する洪水から屋部地区の住宅や畠等を防御することを目的として、西屋部川の河道拡幅、河床掘削、護岸等の整備を行うものとする。

河川名	施 行 の 場 所	整備の内容
西屋部川	名護市屋部地先から屋部川合流点まで (登川橋付近から屋部川合流点まで)	河道拡幅、河床掘削 護岸等の整備 約L=1.5km



計画高水流量配分図

2.河川管理施設の機能の概要

河川整備にあたっては、西屋部川に生息する魚類のヨシノボリ類が、中流から下流までの瀬や淵において移動や産卵を行っていることから、これらの生息環境に配慮した整備と保全に努めるとともに、魚類等の移動に配慮して魚道の設置を行い、上下流方向の連続性の確保を図る。

河川護岸については、緩やかな勾配で現植生の回復に配慮した構造とし、地域住民が身近な自然とふれあえる場、河川に生息・生育する動植物の観察・学習が行える場となるよう親水性に配慮した整備を行う。

河川工事の実施にあたっては、赤土等の流出防止対策を行い、水質汚濁の防止を図る。

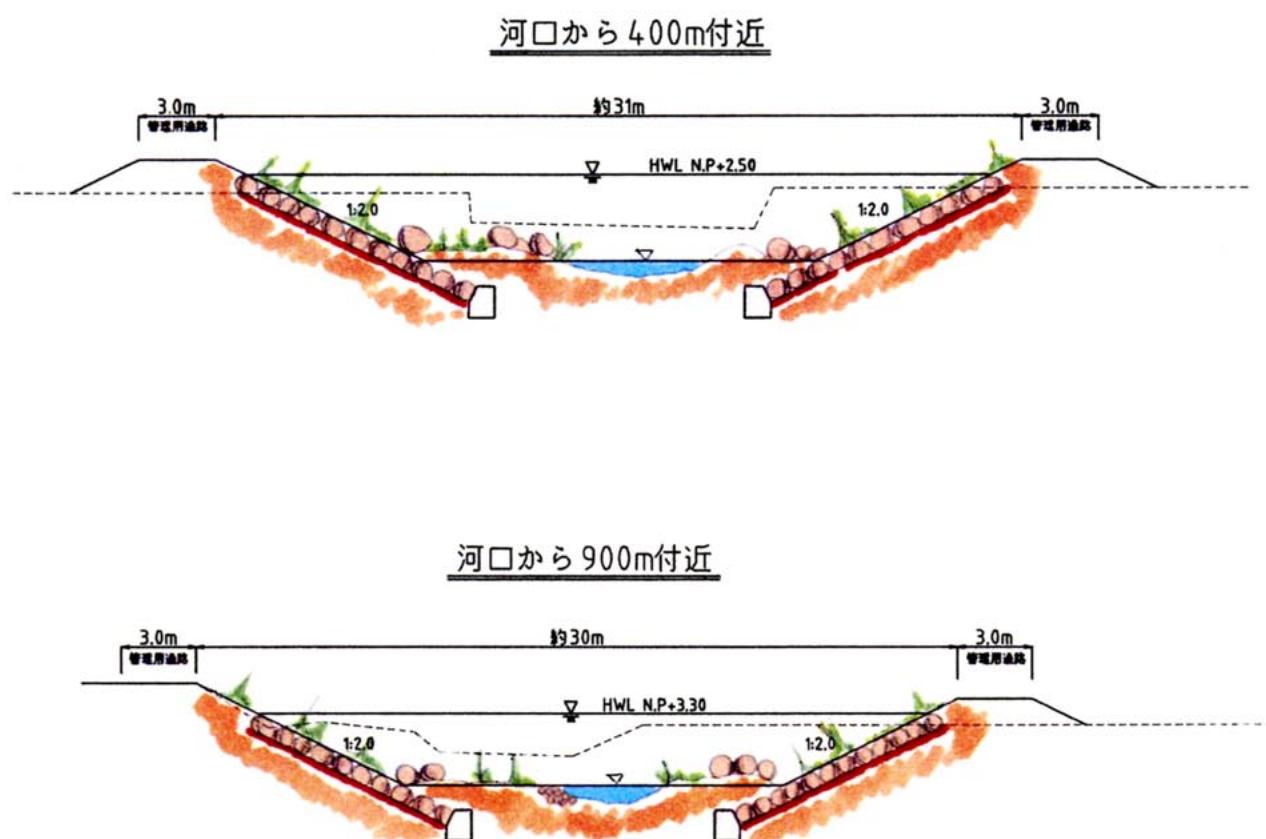


図3-1 西屋部川河道改修断面図 S=1/300

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理に関しては、治水・利水・環境の視点から、調和のとれた所期の機能を維持することを目的として、下記の事項を行うものとする。

1.河川管理施設の維持管理

河川管理施設の機能を十分に発揮させることを目的として、施設の変状、破損等の異常の早期発見に努め、異常を発見した時は原因を究明し、速やかに補修して災害の発生を未然に防止する。

また、洪水流下の阻害となる河道内の堆積土砂及び樹木等については、瀬・淵の状態など環境上の影響にも配慮して適正に対処する。

2.水量・水質の監視等

屋部川水系においては、流水の正常な機能の維持管理を目的に、日常的な雨量・水量・水質の把握を行う。

また、河川の水質事故等については、河川巡視や地域との連携により早期発見と適切な対処に努めるものとする。

第3節 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項

1.地域ぐるみの河川管理

屋部川水系を常に安全で適切に利用・管理する機運を高め、より良い河川環境を地域ぐるみで形成することを目的に、河川管理者として収集した情報や河川利用に関する情報等の提供を行い、住民参加による河川管理を推進する。

2.情報伝達体制の構築

屋部川水系における洪水被害を防止・軽減することを目的として、これらに関する情報の提供を行うとともに、地域住民一人一人の防災意識を高めるよう努める。

また、関係機関と連携し、洪水時における地域住民の警戒・避難を助けるための情報伝達体制を構築するものとする。